

障がい者向け消費者教育講座の 開催希望事業所を募集します

川崎市では、障がいをお持ちの方が消費者トラブルの事例を知って、対処法を身に付けていただくため、消費者教育講座の開催を希望する障害福祉サービス事業所を募集します。

このような経験、思いはありませんか？

- ・消費者トラブルの被害に遭った、もしくは遭いそうになったという声を、事業所で耳にしたことがある
- ・利用者さんが就業した際に、役立つ消費生活に関する知識について、学習の機会を設けたい
- ・インターネットに関する消費者トラブル事例とその対処法が知りたい

テーマ

知っておこう！消費者トラブル

講師：川崎市消費者行政センター職員 もしくは 消費生活相談員

障がいをお持ちの方を対象に、消費者トラブルのよくある事例と対処法について、イラストや、寸劇を交えながら分かりやすく説明します。

日時

令和7年12月～令和8年2月までの期間

平日10:00～16:00（1時間程度）

場所

実施事業所内の会議室等にて、対面実施



対象事業所

市内の就労移行支援事業所 又は 就労継続支援A型、B型事業所

費用

無料

- 1事業所につき、1時間程度の講座を実施します。
- 1事業所あたりの受講人数は10～20名を想定しています。
- 施設単位でのお申込みをお願いいたします。
- 応募多数の場合は抽選とさせていただきます。ご了承ください。



募集事業所数

5事業所

実際の開催日時や開催場所については、実施事業所と調整の上で、決定させていただきます。

申込方法

申込期間 10月17日(金) から 11月7日(金) まで

フォームからお申込み

右記二次元コードの読み取り または 下記記載のフォーム からお申し込みください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/1234401>



申込用二次元コード

※申込多数の場合、早めに締め切らせていただく場合がございます。

※お申込みの結果については、ご登録させていただいたメールアドレスに11月上中旬頃ご連絡させていただきます。

主催・お問合せ先 川崎市消費者行政センター啓発係

TEL:044-200-3864 受付時間／8:30～17:15（土・日・祝日は除く）